

### 第三章 雑則

#### 第2 報告等

- 1 製造業者、販売業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者及び一月に 25 キログラム以上の火薬又は爆薬を消費する者は、次に掲げる報告書を提出しなければならない。(規則第 81 条の 14)
  - (1) 製造業者 【第 15 号様式：施行細則】火薬類製造報告書
  - (2) 販売業者 【第 16 号様式：施行細則】火薬類販売報告書
  - (3) 火薬庫所有者等 【第 17 号様式：施行細則】火薬庫出納報告書
  - (4) 消費者 【第 18 号様式：施行細則】火薬類消費（取扱所）報告書
- 2 報告書の記載に係る留意事項は次のとおり
  - (1) 火薬類の種類：次のように種類ごとに分けて記載する
    - ①火 薬：黒色火薬、無煙火薬)
    - ②爆 薬：硝安油剤爆薬、ダイナマイト、含水爆薬)
    - ③火工品：・雷管類、導火線、導爆線、空包（建びょう）、空包（屠殺用）  
コンクリート破砕器  
・実包（散弾、ライフル、スラグ）  
・船舶関係（信号焰管、信号火せん）  
・煙火関係（打揚玉は大きさごと、仕掛煙火は種類ごと）
  - (2) 単位の統一について
    - ①火薬、爆薬：kg
    - ②打揚げ煙火：直径は cm
  - (3) 各報告書は年度終了後 30 日以内に提出すること
- 3 製造営業、販売営業及び消費の許可を受けた者は、許可申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく知事に変更届を提出しなければならない。
  - (1) 製造業者  
【参考様式 7】火薬類製造営業許可申請書等記載事項変更報告書
  - (2) 販売業者  
【参考様式 8】火薬類販売営業許可申請書等記載事項変更報告書
  - (3) 火薬庫所有者等

【参考様式 9】変更届

(4) 消費者

【参考様式 10】変更届